

老人福祉施設の施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、老人の福祉の向上を図るため、老人福祉施設の施設整備を行う者に対し、これに要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市町村（一部事務組合を含み中核市を除く。）、社会福祉法人及び医療法人とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、以下の(1)補助対象施設及び(2)補助対象整備区分に該当する事業とする。

(1) 補助対象施設

- ア 特別養護老人ホーム（定員30人以上）及び併設される老人ショートステイ用居室（ユニット型を基本とする。）
- イ 養護老人ホーム
- ウ 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員30人以上でユニット型を基本とする。）
- エ 介護老人保健施設（定員30人以上でユニット型を基本とする。）

(2) 補助対象整備区分

整備区分	整備内容	
創設	新たに施設を整備すること。	
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。	
改築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築含む。）を行うこと。	
大規模修繕	施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった外壁、屋上等の防水工事等の施設の改修工事
	施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備、通信環境設備等の施設の付帯設備の改造工事

	施設の冷暖房設備の設置	熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置 工事及び一定年数 を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となっ た冷暖房設備の改造工事
	その他施設における 大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※一定年数とは、概ね10年とする。

2 補助対象施設ごとに対象となる補助対象整備区分は、次のとおりとする。

補助対象施設	補助対象整備区分
特別養護老人ホーム	創設、増築、改築、大規模修繕
養護老人ホーム	創設、増築、改築
老人ショートステイ用居室	特別養護老人ホームと一体整備するもの
特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス	創設
介護老人保健施設	創設、改築

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第1欄に定める施設が実施する同表の第2欄に定める整備区分の実施にかかる同表の第5欄に定める経費とし、補助金の額は、同表の第3欄に定める交付基礎単価に同表の第4欄に定める単位を乗じた額（ただし、予算の範囲内の額）とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、老人福祉施設の施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 申請額内訳書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。（以下、当該決定を受けた申請者を「補助事業者」という。）

(交付の条件)

第7条 知事は、前条の補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更は除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 補助事業を中止、又は変更する場合には知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上（補助事業者が民間事業者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）の別表に掲げる期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 知事は、前各号の条件のほか、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、老人福祉施設の施設整備費補助金変更承認申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 変更申請額内訳書（別紙3）
- (2) 変更事業計画書（別紙4）
- (3) 歳入歳出予算（見込書）抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助金の額の変更を伴わない経費配分の20パーセント以下の変更とする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、老人福祉施設の施設整備費補助金事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、老人福祉施設の施設整備費補助金概算払請求書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 請求金額（概算）内訳書（出来高調書）（別紙5）
- (2) 出来高検査報告書（別紙6）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(指示及び検査)

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、老人福祉施設の施設整備費補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起

算して20日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 精算額内訳書（別紙7）
- (2) 事業完了報告書（別紙8）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (4) 契約書の写及び検収調書（又はそれにかわるもの）の写
- (5) 竣工検査報告書（別紙9）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、老人福祉施設の施設整備費補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第10条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
 - (2) 第9条の規定に違反したとき。
 - (3) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地

方消費税の税率を乗じた得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。)が確定した場合には、老人福祉施設の施設整備費補助金消費税等仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上(補助事業者が民間事業者の場合は30万円以上)の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に掲げる期間とする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年12月1日から施行し、改正後の要綱は、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年12月1日から施行し、改正後の要綱は、昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年12月1日から施行し、改正後の要綱は、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行し、改正後の要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成3年度分の補助金か

ら適用する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行し、改正後の要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月5日から施行し、改正後の要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月10日から施行し、改正後の要綱は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年9月26日から施行し、改正後の要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月6日から施行し、改正後の要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

2 介護老人保健施設等施設整備事業及び設備整備事業補助金交付要綱（平成12年10月26日付け高福第327号）は廃止する。

3 第3の（4）補助金の額について、平成17年度における平成16年度からの継続事業については、実施要綱第3の（5）によるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、改正後の要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

2 要綱の改正に伴い、補助の対象外となる施設及び整備区分において過去に交付された補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、この要綱第17条の規定による制限を受ける。

別表

1 対象施設	2 対象整備区分	3 交付基礎単価	4 単位	5 対象経費
特別養護老人ホーム	創設	知事が定める額	整備床数	補助整備区分に該当する施設の整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費2.6%に相当する額を限度とする。）
	増築			
	改築			
	大規模修繕			
養護老人ホーム	創設		整備床数	
	増築			
	改築			
老人ショートステイ用居室	特別養護老人ホームと一体的に整備するもの		整備床数	
特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス	創設		整備床数	
介護老人保健施設	創設		整備施設数	
	改築			